

労働許可証(LC)は労働省(DOL)が発行する書類であり、以下の事項を保証します。(1)雇用者にとって外国人労働者の技能が必要であること(2)雇用者が米国人労働者の雇用を試みたこと(3)雇用者が求人にあたり役職を通常あるいはそれ以上の給与で提示したこと(4)雇用者が該当する労働者を見つけることができなかったこと

EB-1 優先労働者

EB-2 高度学位保持者と卓越技能を持つ外国人

EB-3 特殊技能者その他労働者

EB-4 特別移民

EB-5 移民投資家

•EB-5移民投資家ビザの分類は米国経済に利益をもたらす、10人以上の常勤の労働者を生み出す民間事業に携わるため渡航を希望する外国人のために、米連邦議会によって1990年に作り出されました。

•投資に必要な基本額は100万ドルですが、「目標雇用地域」内であれば50万ドルになる場合があります。

## 家族移民ビザ

米国移民法は米国人あるいはLPRが海外の家族の移住のためのスポンサーになるための方法を用意しています。手続きを完了させるために必要な時間は、家族との関係、スポンサーが米国人あるいはLPRであるか、そして時には家族の所在国にもよります。

直接の家族 - 配偶者、親、米国市民(USC)の未成年の子供  
優先分類

•FB-1: USCの未婚の子供

•FB-2A: LPRの配偶者、未成年の子供

•FB-2B: LPRの未婚の子供

•FB-3: USCの既婚の子供

•FB-4: USCの兄弟

マイケル・B・ダイ法律事務所は南カリフォルニアに位置する移民法事務所です。ダイ氏は元米国外交官であり、アジア、中東、ヨーロッパそしてラテンアメリカにて幅広い在任経験、就労経験を持ちます。

この事務所では米国での永住権の取得を希望する投資家、米国での営業活動の開始を望む事業家、米国に事務所を開き事業の展開を図る企業に移転の援助を提供しています。この事務所では領事手続きの援助も行い、あらゆる国籍、ビザをお持ちのクライアントにアドバイスを提供します。ダイ氏は米国移民法弁護士協会(AILA)の会員であり、カリフォルニア州およびワシントン特別区を含む様々な裁判管轄地区にて法務を営む許可を得ています。

LAW OFFICE OF  
MICHAEL B.  
DYE

LAW OFFICE OF MICHAEL B. DYE  
120 Vantis Suite 300 • Aliso Viejo, CA 92656  
tel: +1 (949) 540-6760  
cell: +1 (619) 384-1649  
fax: +1 (619) 342-8224  
email: mike@mikedyelaw.com  
website: www.mikedyelaw.com

# 米国のイミグレーションサービス



LAW OFFICE OF  
MICHAEL B.  
DYE

# 実務領域

## 実務領域

我々の事務所はビジネス、娯楽、就学、留学、新しいあるいは既存のビジネスへの投資や臨時的な就労を目的とした渡航のための非移民ビザを求める個人に援助を提供しています。

また、資格のある家族との関係、就職あるいは投資を通じて、米国永住権(グリーンカード)の取得を希望する個人へのお手伝いもしています。

## 非移民ビザ

非移民ビザは米国に一時的に滞在し、滞在終了時に米国を去る意向を持つ者に発行されます。

米国の法律によって非移民ビザは観光、ビジネス、臨時就業、学業、通過、投資、トレーニング、その他の用途のためのものに分類されます。

### ビジネス、娯楽のための一時的な渡航者

Bビザは世界中で最も頻繁に発行されるビザです。その柔軟性によりBビザを持つ渡航者は、休暇のために一時的に米国に渡航する旅行者だけではなく多くのビジネス関連の活動を行うことができます。

B-1「ビジネス」ビザは会議、米国の総会、会議、協議会への参加、その他合法的な商業上、職業上の活動に取り組むためのビザを含みます。これは海外の会社の支部を設置するため、あるいは米国での投資を立ち上げるための処置を行うことを含むこともあります。

B-2「観光」ビザはレクリエーション、観光、娯楽、知人や親戚の訪問、休養、治療、ソーシャルネットワーキングのための渡航を含みます。

Bビザを取得するために外国人が満たさなければならない条件は大きく分けて3つあります。(1)外国人が米国外に永住用の住居を持つこと(2)渡航が「一時的」であること(3)渡航目的がビジネス(B1)あるいは娯楽(B2)であること。

### 投資家、事業家

投資家や事業家がよく利用する一時的な就労ビザに

は、E-1・E-2条約貿易者・条約投資家ビザ、L-1企業内転勤者ビザがあります。

EB-5「移民投資家」ビザは投資によって永住(グリーンカード)を求める個人の選べる選択肢です。

E-1 & E-2 条約貿易者、条約投資家

E-1「条約貿易者」とは米国とその出身国との間で実態のある貿易に携わっている者のことをいいます。

E-2「条約投資家」とは自身で十分な額の出資をして米国内の事業を発展させ、監督するため米国に渡航する者のことをいいます。

L-1 企業内転勤者

米国で新たな営業活動を開始しようとする多国籍企業に、海外にて雇用された社員や海外の会社の関連会社から異動する社員に発行されます。

- L-1A マネージャー・役員用
- L-1B 特殊な会社が必要とする知識を持つ社員用
- L-1の規定により「新しい事務所」の設立のためにビザが発行される場合もあります。

### 短期就業者

外国人の一時的な雇用を望む米国の雇用者には様々なビザの選択肢があります。この目的に利用されるH非移民ビザの種類には人員不足の職業、看護師、研修生のためのビザを含みます。Hステータスは米国の雇用者の特殊技能職に対する、緊急で一時的な労働力の必要を満たすことを支援するためにあります。

H-1B 特殊技能職用

この種類のビザは米国の雇用者が「特殊技能職」に対する緊急で一時的な労働力の必要を満たすことを援助するために作られています。

- H-1B1 チリとシンガポールからの非移民専門

職用

- H-1C 看護師不足地域における正看護師用
- H-2A 短期または季節的農業従事者用
- H-2B 農業以外での短期従事者
- H-3 研修
- O-1 科学、芸術、教育、ビジネス、スポーツ分野での「卓越技能者」
- P 国際的に認められるスポーツ選手、芸術家、芸能人のためのビザ

## 学生ビザ

我々の事務所は将来米国で中学、高校、大学への入学、交換留学プログラム、語学研修への参加、職業教育あるいは実学系教育コースやプログラムへの参加を希望する方のサポートを提供することができます。

F-1学生、J-1交換留学生

Mビザは確立された有名な職業あるいは実学系教育施設にて、学習コースの全課程を受講するために一時的に米国に渡航する職業あるいは実学系教育の学生用のものです。

## 米国市民の婚約者や配偶者

## 移民ビザ

移民ビザは米国に永住する意向のある者(グリーンカード保持者)に発行されます。米国の法律によると移民ビザは米国人や米国の合法永住者(LPR)、そして米国に技能を持つ人材が不十分であると判断される職種に携わる者のために確保されています。

## 就労を基盤とする移民ビザ

特殊技能あるいは資格とともに仕事の採用通知を持ち、米国に移住する可能性のある外国人向け